

第4章 本調査の分析視角

今回の研究の主眼はまず、東京さらに日本における再生資源業界、静脈産業を担ってきた人々の姿を描き出し、その上でこの業界の構造変動とその影響の実態を明らかにすることにある。また、業界の構造変動が地域に与える影響およびその意味も考えていく。さらに第三部において、現代における再生資源清掃事業の問題解決法の模索について記述していく。これによって、静脈産業の担い手の変遷をみると同時に、今後の資源再生システムのあり方および、地域のあり方を示していきたい。

また今回、城東城北地域を対象としたのは、この地域が従来、一つの都市としての東京の周縁部として性格をもっており、静脈産業者が集積していた地域と位置づけられるからである。またさらに言えば、少なくとも明治以降、再生資源システムの最先端を走ってきたのがこの地域だったからだ。

それでは以下、第二部、第三部における視点、フレームをさらに詳しく示すことにする。

4 - 1 A調査の概要

第二部 A 調査の全体的なフレームは、再生資源業界の中でも、足立区、主に本木・関原地区における、資源収集を担う部分とそれが最初に集まる建場に主に焦点を当て、それぞれの機能と構造、そして両者の関係構図が時代の流れによってどう変化していくかを主に描く。古紙業界が話題の中心になるが、本木・関原の建場が古紙に特化する以前の姿、また、特化の経緯を描くことにより、当該地域の資源回収・再生業の特色を醸し出すことができる。その上で、建場等、再生資源業の変化が、本木・関原という地域にどういった影響を与えたかということ、空間的側面と人的側面、言わばハードとソフトの両面から検証する。

「時代の流れ」と一言で言っても、その中には様々な要因が存在する。国際情勢に起因する国内全体の経済状況、それに伴う取り扱い品目ごとの需要・価格の推移、流通システム・産業連関構造の変化や、地域特性との関係など、他にも様々な要素を含んでいる。そういった多様な項目を需要の変化や問屋・メーカーの移り変わりと言う形で、建場自体の変容と併記することにより、足立区本木・関原地区としての再生資源業の全体像を捉えることができるようになっている。

4 - 2 B調査の概要

第二部において B 調査は、時代を経て故繊維産業の変動とともにあった故繊維業者集中の

まち、荒川区東日暮里地区をまちの特徴である故繊維産業に焦点をあてて調査した。故繊維産業は他の産業がそうであったように、その発生から現在まで時代の流れともに変化してきた。ある産業が成立するためにはそのための条件が揃わなければならない、条件が変化すれば当然産業もそれに適応しなければならない。そこで、はじめに故繊維業界がその原型を形作った終戦後から業界にとって好況のピークを迎えた朝鮮戦争まで、次に不況に傾き始めた高度経済成長期、さらに現在、といった社会変動によって区切られる三つのピリオドにおける故繊維産業を成り立たせていた条件の変遷を追い、その変遷が故繊維産業の産業連関の変化に及ぼした影響を検証する。

ある産業がモノを対象とする場合、その原料としてのモノが業者の手に入るところ（入り口）から商品としてのモノが消費者の手へ渡るところまで（出口）が滞りなく流れなければ産業は成り立たず、これが産業連関の変化を規定する中心的な条件であるといえる。そこで2章においては条件の中心である再生資源の業界への入り口である「回収機構」と、再生資源（加工物）の商品としての出口の大きさを左右する「需要」との変化、さらに業者の「地域集中」、「業者間関係」、「組合の機能」の変化といった4つの条件をあわせて時代を追って記述し、各条件の変化によって転換していった故繊維産業の姿を映し出す。3章では故繊維業者を問屋・選別・加工というそれぞれ思惑の異なる業者ごとに時代の変化に対する事業・業態変換といった適応過程を分析する。B調査では以上の分析により、これらがりサイクルの流れに及ぼした影響を明らかにする。

4 - 3 第二部全体の概要

第二部ではリサイクルというシステムにおける再生資源業の役割の解明に焦点をあてて分析をすすめる。A調査では足立区の本木・関原地区で特化された古紙の回収業、B調査では荒川区東日暮里地区で特化された故繊維産業の問屋を中心とする取引を調査してきたのだが、回収機構～問屋をカバーするA調査と、問屋～需要者をカバーするB調査の研究をともに俯瞰することによって再生資源業におけるものの流れ、および各業者の思惑の全景が見えてくるであろう。

なぜ、数多ある再生資源業のなかでも古紙産業と故繊維産業に注目したのか。古紙産業と故繊維産業は日本における再生資源業の原型ともなるべき存在で、ともに再生資源業という概念が生まれた江戸時代後期～明治時代に創始されている。リサイクル気運の高まりを見せる現代よりも以前に産業として確立していたために、業者の伝統的スタイルが根付いており、それらがりサイクルを打ち出した時代に適合していく過程を調査するという行為がりサイクルシステムにおける再生資源業の役割の解明に大きなウェイトを占めていると思われる。

また、両者の比較で得られるものもある。東京都の城東・城北地区と一括りにしても、古紙に特化した地区もあれば、故繊維に特化した地区もあり、再生資源業が地域的条件下に

依拠するものであるといったことが導かれる。古紙産業と故繊維産業両者の景況や流通も独自のものであり、これらはときに相互に影響を与えながら歴史を山積してきた。同じ再生資源業であっても取り巻く環境が違えば業界の選択肢も違うものになったということにも注目していただきたい。

4 - 4 第三部の概要

今までの大量生産、大量消費型の社会では、ごみ処理も、大量発生、大量処理という形をとってきた。しかし、環境・資源問題が顕在化していくにつれ、これまでのごみ処理の方法では立ち行かなくなってしまうことになったのである。

行政は、清掃事業として、できるだけ早く、安くごみを処理できるような方法をとっていた。しかし、環境・資源問題が大きな課題として現れてきて、それまでの、燃えるごみ、燃えないごみという枠組みだけでの処理ができなくなってきた。そこで、その処理方法を変えていくとともに、ごみの発生から考慮した法整備が必要となってきたのである。

再生資源業者は、これまで集めてきた有価物が無価物となり、逆に回収にコストがかかるようになってしまった。そのシステムの再構築を迫られる状況になっている。

市民は、これまでは、ごみは行政が処理してくれるものとして、ごみを出すだけであった。しかし、環境問題がクローズアップされる中、これまでのごみ処理のあり方のままでよいのだろうか、もっと、環境のためにできることがあるのではないのだろうか。という考えが出てきた。以前から組織の活動資金を得るために行ってきた集団回収では、再生資源市場の崩壊によって、お金が入らなくなってきた。

このように、行政、再生資源業者、市民、それぞれがそれぞれの活動に行き詰まりが生まれてきたのである。これまで、別々の行動原理で動いてきた各セクターが循環型社会の形成に向けてパートナーシップをとることが必要となってきたのである。それは、「市町村もごみ問題を、行財政の枠組みのなかでのみの対応ではなく、『地域社会連携』システムによって、解決していく姿勢を強めていくべきである」(高寄 2001 ; 7) という言葉にもあらわれている。しかし各セクターにはそれぞれ立場の違いがある。だからこそ、どのような場、しくみをつくっていくかが重要となる。その三セクターの中でも、つなぎ役を果たすのが市民セクターである。パートナーシップ活動を成立させるには、市民セクターの動きが不可欠なのだ。

市民セクターとしては「安易にごみを生み出す生活様式に対する意識の転換を図り、分別収集への協力をはじめ、自らが行動するための方向性を示すごみ処理に関する基本計画についてもその策定段階から参加するなど、さまざまな場面で積極的な関わりをもっていくことが重要」(大澤 2003 ; 250) になってきている。行政側は市民セクターを取り込んでいくために、「地域特性などを勘案しつつ、住民団体による資源集団回収への支援、生ごみ処理機の購入助成、住民のリサイクル活動の拠点としてのリサイクルプラザの整備等、普

及啓発に取り組む」(大澤 2003 ; 239) ことを進める方針に変わってきている。また、「ごみ収集回数を少なくしたり、排出の方法を変更するなど、さまざまな施策を組み合わせることにより、より効果的な事業の展開を図っている」(大澤 2003 ; 239) のだが、そのためには、企業セクターの協力が欠かせない。「行政としては、民間の経営上のノウハウや技術的能力を活用して、より質の高い公共サービスを、よりやすいコストで提供することが可能となるとともに、公共支出の平準化、低減化により効率的な事業運営と効果的な行政運営が図れることになる。また、民間としては、事業計画、建設から管理運営などを実施することにより、これまで公共に独占されてきた分野に対して新たなビジネスチャンスが広がることとなる」(大澤 2003 ; 249) のである。

このようなおきが見られているが、実際にはどのようなになっているのであろうか。3 部では、東京都北区での取り組みの実例を行政セクター、企業セクター、市民セクターに分けて、取り上げ、どのようにパートナーシップが組まれていったのかという分析を含めて論じていく。また、そのパートナーシップ活動の広がりを論じる。

[参考文献]

高寄昇三 2001 「自治体のごみ減量再資源化政策」 ぎょうせい

大澤太郎 2003 「地方自治体のごみ行政の現状」『新版ごみ読本』 中央法規出版